

企画総務委員会

令和7年3月7日

1 議案審査

- (1) 議案第8号 千代田区職員等公益通報条例等の一部を改正する条例 【資料】
- (2) 議案第9号 千代田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例 【資料】
- (3) 議案第10号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 【資料】
- (4) 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 【資料】
- (5) 議案第12号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 【資料】
- (6) 議案第13号 千代田区手数料条例の一部を改正する条例 【資料】
- (7) 議案第24号 財産（建物）の取得について 【資料】

2 報告事項

【地域振興部】

- (1) 区民葬儀霊柩車料金の改定について 【資料】
- (2) 千代田万世会館指定管理者の募集について 【資料】
- (3) 千代田のさくらまつりの開催について 【資料】
- (4) UPDATE EARTH2025 ミライMATSURIの共催について 【資料】
- (5) 選挙管理委員会への公民権停止の通知の失念について 【資料】
- (6) JR高架下工事に伴うふれあい会館の一時休館について 【資料】
- (7) 新スポーツセンター基本構想について 【資料】

3 その他

千代田区職員等公益通報条例等の一部を改正する条例について

1 概要

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行により、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されることに伴い、関連する条例中の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改める規定整備を行う。

2 一部改正する条例

- (1) 千代田区職員等公益通報条例
- (2) 千代田区情報公開・個人情報保護審査会条例
- (3) 千代田区行政不服審査法施行条例
- (4) 職員の退職管理に関する条例
- (5) 職員の分限に関する条例
- (6) 職員の給与に関する条例
- (7) 職員の退職手当に関する条例
- (8) 千代田区プールの安全管理に関する条例
- (9) 幼稚園教育職員の給与に関する条例

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日

新旧対照表

1 千代田区職員等公益通報条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>○千代田区職員等公益通報条例 （行政監察員の資格）</p> <p>第8条 行政監察員となりうる者は、区の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1）及び（2）（現行に同じ）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、行政監察員になることができない。 （1）<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから3年を経過しないもの （2）から（9）まで（現行に同じ）</p>	<p>○千代田区職員等公益通報条例 （行政監察員の資格）</p> <p>第8条 行政監察員となりうる者は、区の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1）及び（2）（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、行政監察員になることができない。 （1）<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから3年を経過しないもの （2）から（9）まで（略）</p>

2 千代田区情報公開・個人情報保護審査会条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>○千代田区情報公開・個人情報保護審査会条例 平成13年3月26日条例第4号 （罰則）</p> <p>第10条 第3条の規定に違反して職務上知り得た秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>○千代田区情報公開・個人情報保護審査会条例 平成13年3月26日条例第4号 （罰則）</p> <p>第10条 第3条の規定に違反して職務上知り得た秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

3 千代田区行政不服審査法施行条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>○千代田区行政不服審査法施行条例 平成28年3月17日条例第3号 （罰則）</p> <p>第12条 第5条第6項（第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>○千代田区行政不服審査法施行条例 平成28年3月17日条例第3号 （罰則）</p> <p>第12条 第5条第6項（第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

4 職員の退職管理に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>○職員の退職管理に関する条例 平成28年3月17日条例第6号 (委員の解職)</p> <p>第10条 区長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解職することができる。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けたとき。 (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (3) 心身の故障により職務を遂行することができないと認められるとき。 (4) 前条第3項前段の規定に違反したとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると区長が認めるとき。</p>	<p>○職員の退職管理に関する条例 平成28年3月17日条例第6号 (委員の解職)</p> <p>第10条 区長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解職することができる。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けたとき。 (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (3) 心身の故障により職務を遂行することができないと認められるとき。 (4) 前条第3項前段の規定に違反したとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると区長が認めるとき。</p>

5 職員の分限に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>○職員の分限に関する条例 昭和35年3月28日条例第2号 /地方公務員法第5条・第27条・第28条に基き制定 (失職の例外)</p> <p>第8条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>に処せられた職員のうち、その刑にかかる罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとするすることができる。</p> <p>2 前項の規定により、その職を失わなかった職員が刑の執行猶予を取消されたときは、その職を失う。</p>	<p>○職員の分限に関する条例 昭和35年3月28日条例第2号 /地方公務員法第5条・第27条・第28条に基き制定 (失職の例外)</p> <p>第8条 任命権者は、<u>禁錮の刑</u>に処せられた職員のうち、その刑にかかる罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとするすることができる。</p> <p>2 前項の規定により、その職を失わなかった職員が刑の執行猶予を取消されたときは、その職を失う。</p>

6 職員の給与に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>○職員の給与に関する条例 昭和26年10月25日条例第19号 / 地方公務員法第24条に基づき制定</p> <p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕さ</p>	<p>○職員の給与に関する条例 昭和26年10月25日条例第19号 / 地方公務員法第24条に基づき制定</p> <p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕さ</p>

れた場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つた場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 (現行に同じ)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4から6まで (現行に同じ)

れた場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つた場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4から6まで (略)

7 職員の退職手当に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>○職員の退職手当に関する条例 昭和33年3月22日条例第1号 / 地方自治法 第204条に基き制定 (退職手当の支払の差止め)</p> <p>第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) （現行に同じ）</p> <p>2から4まで （現行に同じ）</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、無罪の判決が確定した場合</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係</p>	<p>○職員の退職手当に関する条例 昭和33年3月22日条例第1号 / 地方自治法 第204条に基き制定 (退職手当の支払の差止め)</p> <p>第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) （略）</p> <p>2から4まで （略）</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、無罪の判決が確定した場合</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係</p>

る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6から10まで（現行に同じ）

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

（1）当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

（2）及び（3）（現行に同じ）

2から6まで（現行に同じ）

（退職をした者の退職手当の返納）

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

（1）当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上

る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6から10まで（略）

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

（1）当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

（2）及び（3）（略）

2から6まで（略）

（退職をした者の退職手当の返納）

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

（1）当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の

の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2から6まで（現行に同じ）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第21条（現行に同じ）

2及び3（現行に同じ）

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5から8まで（現行に同じ）

刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2から6まで（略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第21条（略）

2及び3（略）

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5から8まで（略）

8 千代田区プールの安全管理に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>○千代田区プールの安全管理に関する条例 昭和50年3月28日条例第29号 (罰則)</p> <p>第11条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第3条第1項の規定に違反してプールを経営した者 (2) 第9条の規定による命令に違反した者</p>	<p>○千代田区プールの安全管理に関する条例 昭和50年3月28日条例第29号 (罰則)</p> <p>第11条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第3条第1項の規定に違反してプールを経営した者 (2) 第9条の規定による命令に違反した者</p>

9 幼稚園教育職員の給与に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月28日条例第35号</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第29条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき</p>	<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月28日条例第35号</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第29条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき</p>

<p>その者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。</p> <p>2 (現行に同じ)</p> <p>3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合</p> <p>(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合</p> <p>4から6まで (現行に同じ)</p>	<p>その者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合</p> <p>(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合</p> <p>4から6まで (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第21条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）（これらの規定を同条例第21条の4第5項において準用する場合を含む。）の規定、第7条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第17条第1項及び第5項、第18条第1項第1号並びに第21条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第21条第3項の規定並びに第9条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）（これらの規定を同条例第30条第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
（委任）
- 6 前項に定めるもののほか、この条例（第6条、第7条及び第9条の規定による改正に係る部分に限る。）の施行に伴い必要な経過措置は、千代田区規則及び千代田区教育委員会規則で定める。この場合において、第6条及び第9条の規定の施行に伴う経過措置を定めようとするときは、あらかじめ特別区人事委員会の承認を得るものとする。

千代田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する人材を活用することにより、複雑・高度化する行政課題への対応を図るため、特別区人事委員会勧告における意見の申出を踏まえ、特定任期付職員の採用制度を導入するため、関係規定を整備する。

2 改正内容

(1) 条例の題名変更

現行	改正後
千代田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例	千代田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(2) 特定任期付職員の採用に係る規定の新設（条例第2条第1項関係）

項目	内容
採用できる場合	高度の専門的な知識経験又は優れた見識を有する者を一定の期間活用することが特に必要とされる場合

(3) 特定任期付職員の給与の特例に係る規定の新設（条例第4条、第5条及び第6条関係）

ア 特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	392,000 円
2	433,000 円
3	483,000 円
4	544,000 円
5	614,000 円
6	697,000 円
7	789,000 円

イ 号給別基準職務表

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

ウ その他

特別の事情がある場合の給料月額の算定方法のほか、特定任期付職員に対して職員の給与に関する条例を適用する際の読替えや昇給、諸手当（例：扶養手当）等の適用除外に関する規定を定める。

3 新旧対照表 別紙のとおり

4 施行期日 令和7年4月1日

新旧対照表（抄）

○千代田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>○千代田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）<u>第3条第1項及び第2項、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 （任期を定めた採用）</p> <p>第2条 <u>任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。 （1）から（4）まで（現行に同じ）</p> <p>第2条の2 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。 （1）一定の期間内に終了することが見込まれる業務 （2）一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務</p> <p>2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。 （任期の特例）</p> <p>第2条の3 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1）前条第1項第1号に掲げる業務の終了の</p>	<p>○千代田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）<u>第3条第2項、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 （任期を定めた採用）</p> <p>第2条</p> <p>任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。 （1）から（4）まで（略）</p> <p>第2条の2 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。 （1）一定の期間内に終了することが見込まれる業務 （2）一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務</p> <p>2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。 （任期の特例）</p> <p>第2条の3 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1）前条第1項第1号に掲げる業務の終了の</p>

時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合であって、同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。

(2) あらかじめ3年を超える任期を定めて従事させる必要がある業務に従事させる場合(任期の更新)

第3条 任命権者は、第2条各項又は第2条の2各項の規定により任期を定めて採用された職員(以下この条において「任期付職員」という。)の任期を更新する場合には、当該任期付職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、別表第1の特定任期付職員給料表を適用する。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて別表第2の号給別基準職務表に従い、前項の給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支給しなければならない。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、特別区人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額(一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の指定職俸給表8号俸の額未満の額に限る。)又は同表8号俸の額に相当する額とすることができる。

4 第2項の規定による号給の格付け及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用)

第5条 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例(昭和26年千代田区条例第19号。以下「給与条例」という。)第3条、第18条の3第1項及び第2項、第20条、第21条第2項、第21条の4第2項並びに第21条の5第1項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び千代田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年千代田区条例第14号。以下「任期付職員採用条例」という。)第4条の規定」と、

時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合であって、同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。

(2) あらかじめ3年を超える任期を定めて従事させる必要がある業務に従事させる場合(任期の更新)

第3条 任命権者は、第2条又は第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)の任期を更新する場合には、当該任期付職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、別表第1の特定任期付職員給料表を適用する。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて別表第2の号給別基準職務表に従い、前項の給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支給しなければならない。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、特別区人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額(一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の指定職俸給表8号俸の額未満の額に限る。)又は同表8号俸の額に相当する額とすることができる。

4 第2項の規定による号給の格付け及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用)

第5条 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例(昭和26年千代田区条例第19号。以下「給与条例」という。)第3条、第18条の3第1項及び第2項、第20条、第21条第2項、第21条の4第2項並びに第21条の5第1項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び千代田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年千代田区条例第14号。以下「任期付職員採用条例」という。)第4条の規定」と、

給与条例第18条の3第1項及び第2項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第20条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第4条に規定する」と、給与条例第21条第2項ただし書中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の107.5」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100」と、給与条例第21条の4第2項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては100分の135」とあるのは「特定任期付職員にあつては100分の92.5」と、給与条例第21条の5第1項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

(給与条例の適用除外)

(職員の給与に関する条例の適用除外)

第6条 給与条例第5条、第6条、第9条から第11条まで及び第11条の3の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 給与条例第6条第2項の規定は、第2条の2各項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

(特別区人事委員会規則への委任)

第7条 第2条各項又は第2条の2各項の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに第2条第2項又は第2条の2各項の規定により任期を定めて採用された職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	433,000
3	483,000
4	544,000
5	614,000
6	697,000
7	789,000

別表第2 (第4条関係)

号給別基準職務表

第4条

職員の給与に関する条例(昭和26年千代田区条例第19号)第6条第2項の規定は、第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

(特別区人事委員会規則への委任)

第5条 第2条及び第2条の2の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則で定める。

号給	基準となる職務
<u>1</u>	<u>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務</u>
<u>2</u>	<u>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務</u>
<u>3</u>	<u>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務</u>
<u>4</u>	<u>特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務</u>
<u>5</u>	<u>特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務</u>
<u>6</u>	<u>極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務</u>
<u>7</u>	<u>極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務</u>

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

改正育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法(令和6年法律第42号)が令和7年4月1日付で施行されることに伴い、仕事と生活の両立を支援する観点から、超過勤務制限の対象職員の範囲を拡大する等、勤務環境の整備等に関する規定を整備する。

2 改正内容

(1) 超過勤務制限の対象職員の拡大 (条例第9条の3第1項関係)

超過勤務の制限の対象職員の範囲を以下のとおり拡大する。

現行	改正後
・ <u>3歳に満たない子のある職員</u> が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。	・ <u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u> が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。

(2) 子の看護休暇の取得事由拡大に伴う休暇名称の変更

(条例第15条第1項第1号、第2号関係)

「子の看護休暇」の名称を「子の看護等休暇」に改める。

(参考) 改正法の施行に伴い追加となる取得事由

現行	改正後
・負傷、疾病による看護 ・予防接種、健康診断	・負傷、疾病による看護 ・予防接種、健康診断 ・ <u>感染症に伴う学級閉鎖等</u> ・ <u>子の行事参加(入園・入学・卒園式)</u>

- (3) 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境等の整備（新設）
介護離職防止のため、以下のとおり任命権者の措置義務についての規定を新設する。

内容
<ul style="list-style-type: none">・介護が必要な旨を申し出た職員に対し、仕事と介護の両立支援に係る制度について、周知及びその請求等の意向確認を行う。・職員への仕事と介護の両立支援に係る制度に関する早期の情報提供を行う。・仕事と介護の両立支援に係る制度の請求等が円滑に行われるようにするため、同制度の利用にあたって勤務環境を整備（研修実施・相談体制整備等）する。

- 3 新旧対照表
別紙のとおり

- 4 施行期日
令和7年4月1日。ただし、超過勤務制限の対象職員の拡大に係る改正規定は公布日から施行する。

新旧対照表（抄）

○職員勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第9条の2（現行に同じ）</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第9条の2（略）</p>
<p>2 任命権者は、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等以内の親族、2親等以内の血族のパートナーシップ関係の相手方若しくはパートナーシップ関係の相手方の2親等以内の血族（<u>第16条の3第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>	<p>2 任命権者は、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等以内の親族、2親等以内の血族のパートナーシップ関係の相手方若しくはパートナーシップ関係の相手方の2親等以内の血族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>
<p>3（現行に同じ） （<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>）</p>	<p>3（略） （<u>3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>）</p>
<p>第9条の3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>	<p>第9条の3 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>
<p>2 任命権者は、要介護者のある職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>	<p>2 任命権者は、要介護者のある職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>
<p>3 前2項に規定するもののほか、<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。 （削除）</p>	<p>3 前2項に規定するもののほか、<u>3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。 （<u>育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限</u>）</p>
<p>第9条の4 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>	<p>第9条の4 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>
<p>2 任命権者は、要介護者のある職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく</p>	<p>2 任命権者は、要介護者のある職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく</p>

<p>臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。 (特別休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、<u>子の看護等休暇</u>、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、<u>子の看護等休暇</u>、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇及び短期の介護休暇</p> <p>2 特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。 (介護休暇)</p> <p>第16条 (現行に同じ)</p> <p>2 (現行に同じ) (介護時間)</p> <p>第16条の2 (現行に同じ)</p> <p>2 (現行に同じ) <u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p>第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「<u>介護両立支援制度等</u>」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等</u>」という。）に係る当該職員の意向を確認</p>	<p>臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。 (特別休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、<u>子の看護休暇</u>、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、<u>子の看護休暇</u>、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇及び短期の介護休暇</p> <p>2 特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。 (介護休暇)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略) (介護時間)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>2 (略) (新設)</p>
---	--

するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が4歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

(新設)

第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に係る相談体制の整備

(3) 前2号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例による改正後の第9条の3第1項に規定する請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について、現在、住居手当及び特地勤務手当の支給対象外としているが、高年齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、また、国との均衡等を踏まえて見直しを行い、これらの手当の支給対象とするよう、関係規定を整備する。

2 改正内容

項目・条文	改正内容
① 特定職員についての適用除外 (第21条の5 第2項)	特定職員への適用を除外する規定から、定年前再任用短時間勤務職員における第11条の3(住居手当)及び第13条の2(特地勤務手当)を削る改正を行う。
② 暫定再任用職員に係る適用除外 (附則(令和4年9月29日条例第27号)第9項)	令和4年度改正の定年引上げに係る暫定再任用職員における第11条の3(住居手当)及び第13条の2(特地勤務手当)を削る改正を行う。

(参考)職員区分別住居手当及び特地勤務手当支給対象表

職員区分	～令和7年3月31日		令和7年4月1日～
一般職員	支給対象		支給対象
定年前再任用短時間勤務職員	支給対象外		支給対象
暫定再任用職員(フルタイム、短時間)			

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和7年4月1日

新旧対照表（抄）

○職員の給与に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（特定職員についての適用除外）</p> <p>第 21 条の 5 （現行に同じ）</p> <p>2 第 9 条の 3 から第 11 条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>3 （現行に同じ）</p> <p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）</u></p> <p>2 <u>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年千代田区条例第 27 号）の一部を次のように改正する。</u> <u>（下記新旧対照表のとおり）</u></p>	<p>（特定職員についての適用除外）</p> <p>第 21 条の 5 （略）</p> <p>2 第 9 条の 3 から第 11 条まで、<u>第 11 条の 3 及び第 13 条の 2</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>3 （略）</p>

新旧対照表（抄）

○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（附則第 2 項による改正）

新（改正後）	旧（現 行）
<p>附 則（令和 4 年 9 月 29 日条例第 27 号）</p> <p>1～8 （現行に同じ）</p> <p>9 職員の給与に関する条例第 9 条の 3 から第 11 条までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>10～13 （現行に同じ）</p>	<p>附 則（令和 4 年 9 月 29 日条例第 27 号）</p> <p>1～8 （略）</p> <p>9 職員の給与に関する条例第 9 条の 3 から第 11 条まで、<u>第 11 条の 3 及び第 13 条の 2</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>10～13 （略）</p>

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

雇用保険法等の一部を改正する法律(令和6年法律第26号。以下「雇用保険法等一部改正法」という。)の施行に伴い、失業者の退職手当に関する規定を整備する。

2 改正内容

条例に基づき退職手当が支給される区職員については、雇用保険法の適用対象外となるが、退職手当の額が同法の規定による失業給付の額に満たない場合には、その差額分を失業者の退職手当として支給している。

雇用保険法等一部改正法による就業手当の廃止及び地域延長給付の期間延長に合わせて、失業者の退職手当に関する規定を整備する。

項目・条文	改正内容
就業手当廃止に伴う改正 (条例第13条第8項第4号及び第12項)	「就業手当」に相当する失業者の退職手当の廃止に係る改正を行う。
地域延長給付に関する改正 (制定附則第15項)	「地域延長給付」に相当する失業者の退職手当を2年間延長する改正を行う。
経過措置 (改正附則第2項)	条例の施行の日前に職業に就いた退職職員に対する就業手当に相当する失業者の退職手当の支給について、従前の例によるとする経過措置を定める。

(参考1) 現行の就業促進手当及び令和7年4月1日以降の扱い

	種類	説明	令和7年4月1日～
就業促進手当	就業手当	契約期間が1年未満の職業に就いた場合に支給される手当	廃止
	再就職手当	安定した職業についた場合に支給される手当	継続
	就業促進定着手当	早期再就職し、再就職後6か月間定着した場合に支給される手当	継続

(参考2) 地域延長給付とは

雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要な受給資格者に対して、所定給付日数を超えて、失業給付が60日間延長される延長給付制度のこと

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和7年4月1日

新旧対照表（抄）

○職員の退職手当に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（失業者の退職手当）</p>	<p>（失業者の退職手当）</p>
<p>第13条（現行に同じ）</p>	<p>第13条（略）</p>
<p>2～7（現行に同じ）</p>	<p>2～7（略）</p>
<p>8（現行に同じ）</p>	<p>8（略）</p>
<p>（1）～（3）（現行に同じ）</p>	<p>（1）～（3）（略）</p>
<p>（4）<u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p>	<p>（4）<u>職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p>
<p>（5）～（6）（現行に同じ）</p>	<p>（5）～（6）（略）</p>
<p>9～11（現行に同じ）</p>	<p>9～11（略）</p>
<p>12 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u></p>	<p>12 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u></p>
	<p><u>（1）雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u></p>
	<p><u>（2）雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u></p>
<p>13～14（現行に同じ）</p>	<p>13～14（略）</p>
<p>附 則（制定附則）</p>	<p>附 則（制定附則）</p>
<p>15 <u>令和9年3月31日以前に退職した職員</u>に対する第13条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは</p>	<p>15 <u>令和7年3月31日以前に退職した職員</u>に対する第13条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは</p>
<p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する</p>	<p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する</p>

職業指導を行うことが適当であると認めたもの

- ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）とする。

附 則（一部改正附則）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第13条第8項第4号（同条第9項において準用する場合を含む。）及び同条第12項の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）であつてこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

職業指導を行うことが適当であると認めたもの

- ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）とする。

千代田区手数料条例の一部改正について

1 改正の理由

(1) 区民生活一般関係手数料

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成31年法律第14号)」が全部改正され、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律(令和6年法律第70号)」が本年1月17日に施行された。

同法律の第37条に戸籍事項の無料証明につき記載があり、対象者には市町村の条例の定めるところにより、戸籍証明書の無料交付を行うことができる旨が定められており、本区においても対象者に追加する改正を行い、対応するものである。

(2) 建設関係手数料

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)の一部施行による建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)の改正に伴い、原則、全ての建築物の新築又は増改築において建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられることにより審査手数料を新設、変更する必要がある。

また、省エネ化に伴い重量化する建築物に対応する構造安全性の基準への適合を、審査プロセスを通じて確実に担保し、消費者が安心して整備・取得できる環境を整備するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)も併せて改正され、木造建築物の建築確認検査や審査省略制度の対象が見直しされること等により確認申請等手数料を変更する必要がある。

その他、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)により建築基準法第18条が改正され、国の機関の長などが建築主である場合にも指定確認検査機関で確認済証の交付等ができるよう見直しされることにより審査手数料条項を一部変更する必要がある。

2 改正の概要

(1) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する補償金等の支給等に関する法律の施行に伴う措置

条例第4条第2項に同法に規定する者を戸籍事項の証明に係る事務手数料の免除対象者に追加する。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正等に伴う措置

①住宅のエネルギー消費性能への適合を確認する必要がある場合の評価方法の新設に伴う審査手数料の設定。

- ②建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定の義務付けに伴う手数料の設定。
 - ③建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る審査手数料の廃止。
- (3)建築基準法の一部改正に伴う措置
- ①建築確認の申請に係る審査手数料の引上げ。
 - ②完了検査の申請に係る検査手数料の引上げ。
 - ③計画通知に対する指定確認検査機関の活用により法第 18 条改正のため項ズレ対応。
- (4)都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正等に伴う措置
- ①住宅のエネルギー消費性能への適合を確認する必要がある場合の評価方法の新設に伴う審査手数料の設定。
 - ②共同住宅等の認定申請単位の変更(共同住宅等の住戸に対する認定の廃止、複合建築物の住宅部分、非住宅部分に対する認定の新設)。

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

4 新旧対照表

別紙のとおり。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律(概要)

背景・趣旨

- 昭和23年に議員立法により成立した優生保護法※に基づき、平成8年までに約2万5千件の優生手術を実施
※優生上の見地から不良な子孫の出生を防止すること等を目的として、遺伝性疾患等を理由とした強制的な不妊手術である優生手術の実施等について規定
- 平成30年以降、旧優生保護法に基づく優生手術に関する訴訟が各地で提起されたこと等を背景に、平成31年に議員立法により「一時金支給法」※を制定
※一時金支給法:優生手術等を受けた本人を慰謝するため一時金320万円を支給するものであり、国の損害賠償責任を前提とはしていない
- 令和6年7月3日 最高裁判所大法廷判決
 - ◆旧優生保護法の優生手術に関する規定は、憲法13条(自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由を保障)及び14条1項(法の下での平等)に違反
 - ◆旧優生保護法の優生手術に関する規定に係る国会議員の立法行為は、国賠法の適用上違法

概要

1. 前文

国会及び政府は、最高裁大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する立法行為を行い及びこれを執行し優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、深刻にその責任を認め深く謝罪する。また、これらの方々が人工妊娠中絶を強いられたことについても、深く謝罪する

2. 補償金の支給

対象: 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人又は特定配偶者(本人又は特定配偶者が死亡している場合はその遺族(配偶者、子、父母、孫等))

支給額: 本人 1500万円 特定配偶者 500万円

※特定配偶者とは、本人の手術日から本法公布日の前日までに婚姻(事実婚含む)していた方等

3. 優生手術等一時金の支給 ※現行の一時金支給法の内容を本法に規定する

対象: 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方

支給額: 320万円

4. 人工妊娠中絶一時金の支給

対象: 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方

- 旧優生保護法規定の優生上の要件(遺伝性疾患、精神病等)に該当する者
- 上記と同様の事情にある者として内閣府令で定めるもの

支給額: 200万円 ※人工妊娠中絶の回数や子どもの有無にかかわらず一律に支給する

※3の優生手術等一時金を受給した場合には支給しない

5. 請求期限

2～4のいずれも施行日から起算して5年(期限に関する検討条項あり)

6. 請求手続

請求により、認定審査会の審査を経て、内閣総理大臣が認定

7. 調査検証

国は、優生手術等及び人工妊娠中絶に関する調査を行い、これらが行われた原因及び再発防止措置について検証を行う

施行日: 公布日から3月を経過した日

改正建築物省エネ法等の社会的背景、目的・効果

社会的背景

- 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減（2013年度比）の実現に向け、2021年10月、地球温暖化対策等の削減目標を強化
 - エネルギー消費の約3割を占める**建築物分野での省エネ対策**を加速
 - 木材需要の約4割を占める**建築分野での木材利用**を促進

目的・効果

- 建築物分野の**省エネ対策の徹底**、**吸収源対策としての木材利用拡大**等を通じ、脱炭素社会の実現に寄与する

2025年4月施行 主な改正内容

建築物省エネ法関係

原則、全ての建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合を義務付け

建築基準法関係

木造建築物に係る構造規定等の審査・検査対象を現行の非木造建築物と揃えることで、2階建て木造住宅等を安心して取得できる環境を整備

建築物省エネ法の改正内容について（令和7年4月施行）

2025年4月(R7年4月)以降に着工する原則全ての住宅・建築物について省エネ基準適合が義務付けられる。

省エネ基準適合義務制度において新たに対象となる建築物

原則、全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられます。

<現行制度からの変更点>

	現行制度	
	非住宅	住宅
大規模(2000㎡以上)	適合義務	届出義務
中規模(300㎡以上)	適合義務	届出義務
小規模(300㎡未満)	説明義務	説明義務

2025年
4月以降

改正(2025年4月以降)	
非住宅	住宅
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務

『届出義務』及び『基準適合認定』の制度は廃止

建築物省エネ法・エコまち法に係る手数料改定のポイント

法律	ポイント	内容	手数料条例への対応
建築物省エネ法 手数料条例 別表（５）	審査時間の増加に伴う 手数料の増額	審査時間の増加に伴い手数料を増額	<ul style="list-style-type: none"> すべての手数料を増額
	基準適合認定の制度廃止	省エネ基準への適合義務化にともない、基準適合認定の制度を廃止	<ul style="list-style-type: none"> 別表（５）-５の削除
	住宅、小規模の非住宅に関する 手数料の新設	新築・増改築を行うすべての住宅・建築物に省エネ基準への適合義務化により、小規模の非住宅や住宅の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を設定	<ul style="list-style-type: none"> 手数料の新設
	住宅に関する 省エネ評価方法の新設	住宅の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を設定	<ul style="list-style-type: none"> 仕様基準、仕様・計算併用法の新設
エコまち法 手数料条例 別表（４）	審査時間の増加に伴う 手数料の増額	審査時間の増加に伴い手数料を増額	<ul style="list-style-type: none"> すべての手数料を増額
	共同住宅等の 認定申請単位の変更	令和４年１０月１日より、認定申請単位が変更となったことにともない、共同住宅等の住戸に対する認定を廃止	<ul style="list-style-type: none"> 手数料表の認定申請単位を変更
	住宅に関する 省エネ評価方法の新設	住宅の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を設定	<ul style="list-style-type: none"> 仕様基準、仕様・計算併用法の新設

背景・必要性

- 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向け、2021年10月、地球温暖化対策等の削減目標を強化

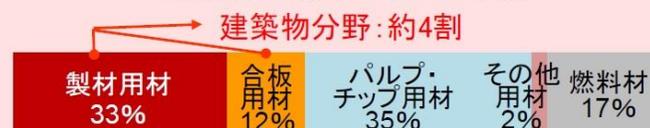
エネルギー消費の約3割を占める
建築物分野での省エネ対策を加速

＜エネルギー消費の割合＞(2019年度)



木材需要の約4割を占める
建築物分野での木材利用を促進

＜木材需要の割合＞(2020年度)



○「エネルギー基本計画」(2021年10月22日閣議決定)※

- ・ 2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す。
- ・ 建築物省エネ法を改正し、省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化するとともに、2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、統合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。

※「地球温暖化対策計画」(2021年10月22日閣議決定)にも同様の記載あり

○「成長戦略フォローアップ」(2021年6月18日閣議決定)

- ・ 建築基準法令について、木材利用の推進、既存建築物の有効活用に向け、2021年中に基準の合理化等を検討し、2022年から所要の制度的措置を講ずる。

＜2050年カーボンニュートラルに向けた取組＞

【2050年】

ストック平均で、ZEH・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル)水準の省エネ性能の確保を目指す

【2030年】

新築について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指す

抜本的な取組の強化が必要不可欠

目標・効果

建築物分野の省エネ対策の徹底、吸収源対策としての木材利用拡大等を通じ、脱炭素社会の実現に寄与。

- 2013年度からの対策の進捗により、住宅・建築物に係るエネルギー消費量を約889万kL削減(2030年度)

建築基準法改正の概要（審査省略制度の見直し）

（1）建築確認・検査、審査省略制度の対象について

①これまで（改正前）

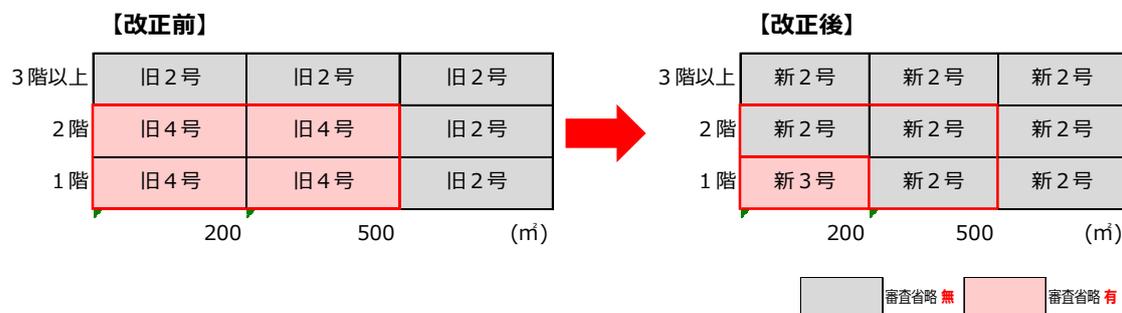
建築基準法では、原則全ての建築物を対象に、工事着手前の建築確認や、工事完了後の完了検査等の必要な手続きが設けられている。

その中で、建築士が設計・工事監理を行って建築される旧4号建築物は、建築確認、検査の対象だが、審査省略制度により、構造・防火設備等規定の一部の審査・検査が省略されている。（法第6条の4）

②これから（改正後）※令和7年4月1日施行予定

「2階建て以上または延べ面積200㎡超」の木造建築物等は、「新2号建築物」に該当し、審査省略制度の対象は「平屋建てかつ延べ面積200㎡以下」の建築物（新3号建築物）に見直される。

【図1】建築確認審査対象の建築物の規模



（2）建築確認・検査における審査及び検査

計画する建築物が新2号建築物に該当する場合、建築基準法の全ての規定について審査対象となり、確認申請の際に、審査を行うために今まで省略されていた規定に係る図書の審査が追加される。

具体的には、これまでの確認申請図書に加えて、構造関係規定の仕様規定、採光・換気等（設備その他単体規定）、防火避難規定関係への適合性を示す図書を新たに添付する必要がある。

完了検査においても、従来検査が省略されていた規定に関する部分について検査が追加される。

【図2】建築確認審査及び検査で追加される各規定

	改正前	改正後	
	旧4号建築物	新2号建築物	新3号建築物
敷地関係規定	○ 審査する	○ 審査する	○ 審査する
構造関係規定	× 審査しない	○ 審査する	× 審査しない
防火避難規定	× 審査しない	○ 審査する	× 審査しない
設備他規定	△ 一部審査	○ 審査する	△ 一部審査
集団規定	○ 審査する	○ 審査する	○ 審査する

**国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する
 審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用 (建築基準法)**

現行

○建築主の種類によって、建築物を審査・検査等できる主体が異なる。

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知※)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	×	○

※計画通知：国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の建築主は、工事に着手する前に、建築確認に代えて、建築計画を建築主事に通知しなければならない。

地方自治体 

支障

○老朽化した公営住宅の建替えや大規模災害時の公共施設の再建により**計画通知が急増*した**場合に、建築主事が**円滑に審査・検査等することが困難となる。**

※ 東日本大震災により、宮城県及び福島県では例年の3倍に増加(平成26年)。

施行日：公布の日から6月を超えない範囲内で政令で定める日



見直し後

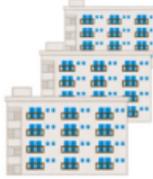
○国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物についても、**指定確認検査機関による審査・検査等を可能とする。**

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	○	○

効果

○円滑な審査・検査等が可能となる。

○建築主事の業務負担が軽減されることで、審査業務以外の業務(監査・違反是正・処分等)にも注力可能に。

*内閣府HPより抜粋

新旧対照表

○千代田区手数料条例

新(改正後)	旧(現行)																								
<p>○千代田区手数料条例 昭和33年3月22日条例第4号 / 地方自治法第227条に基き制定</p> <p>(減免)</p> <p>第4条 法令の規定により無料による取扱いをしなければならないもののほか、次に掲げるものは、事務手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受ける者からの請求によるもの</p> <p>(2) 事務手数料納付の資力がないと認められる者からの請求によるもの</p> <p>2 千代田区に本籍を有する者又は有していた者のうち国民年金法(昭和34年法律第141号)第104条及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律(令和6年法律第70号)第37条に規定する者に対して戸籍事項の証明をするときは、事務手数料を徴収しない。</p> <p>3 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により電子情報処理組織(同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行うとき(当該発行に係る戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の請求が同項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)及び戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書又は除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書若しくは除籍証明書を請求した場合における当該戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行うときは、事務手数料を徴収しない。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、区長が特別の理由があると認めるときは、事務手数料を減免することができる。</p>	<p>○千代田区手数料条例 昭和33年3月22日条例第4号 / 地方自治法第227条に基き制定</p> <p>(減免)</p> <p>第4条 法令の規定により無料による取扱いをしなければならないもののほか、次に掲げるものは、事務手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受ける者からの請求によるもの</p> <p>(2) 事務手数料納付の資力がないと認められる者からの請求によるもの</p> <p>2 千代田区に本籍を有する者又は有していた者のうち国民年金法(昭和34年法律第141号)第104条に規定する者に対して戸籍事項の証明をするときは、事務手数料を徴収しない。</p> <p>3 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により電子情報処理組織(同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行うとき(当該発行に係る戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の請求が同項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)及び戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書又は除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書若しくは除籍証明書を請求した場合における当該戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行うときは、事務手数料を徴収しない。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、区長が特別の理由があると認めるときは、事務手数料を減免することができる。</p>																								
<p>別表(第3条関係)</p> <p>(1)から(2)まで(現行に同じ)</p> <p>(3) 建設関係手数料((4)及び(5)に定めるものを除く。)</p>	<p>別表(第3条関係)</p> <p>(1)から(2)まで(略)</p> <p>(3) 建設関係手数料((4)及び(5)に定めるものを除く。)</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>種別・単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から6まで(現行に同じ)</td> <td>(現行に同じ)</td> <td>(現行に同じ)</td> <td>(現行に同じ)</td> </tr> <tr> <td>7 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は同法第18条第3項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査</td> <td>(1) 建築物の建築に関する確認申請手数料</td> <td>確認申請1件又は計画通知1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次の(1)から(9)までに掲げる額(申請又は通知に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定又は同法第18条第5項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者(以下「特定建築基準適合判定資格者」という。)である建築主事が、建築基準法施行</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	種別・単位	金額	1から6まで(現行に同じ)	(現行に同じ)	(現行に同じ)	(現行に同じ)	7 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は同法第18条第3項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	(1) 建築物の建築に関する確認申請手数料	確認申請1件又は計画通知1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次の(1)から(9)までに掲げる額(申請又は通知に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定又は同法第18条第5項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者(以下「特定建築基準適合判定資格者」という。)である建築主事が、建築基準法施行		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>種別・単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から6まで(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は同法第18条第3項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査</td> <td>(1) 建築物の建築に関する確認申請手数料</td> <td>確認申請1件又は計画通知1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次の(1)から(9)までに掲げる額(申請又は通知に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定又は同法第18条第4項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者(以下「特定建築基準適合判定資格者」という。)である建築</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	種別・単位	金額	1から6まで(略)	(略)	(略)	(略)	7 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は同法第18条第3項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	(1) 建築物の建築に関する確認申請手数料	確認申請1件又は計画通知1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次の(1)から(9)までに掲げる額(申請又は通知に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定又は同法第18条第4項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者(以下「特定建築基準適合判定資格者」という。)である建築	
事務	名称	種別・単位	金額																						
1から6まで(現行に同じ)	(現行に同じ)	(現行に同じ)	(現行に同じ)																						
7 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は同法第18条第3項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	(1) 建築物の建築に関する確認申請手数料	確認申請1件又は計画通知1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次の(1)から(9)までに掲げる額(申請又は通知に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定又は同法第18条第5項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者(以下「特定建築基準適合判定資格者」という。)である建築主事が、建築基準法施行																							
事務	名称	種別・単位	金額																						
1から6まで(略)	(略)	(略)	(略)																						
7 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は同法第18条第3項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	(1) 建築物の建築に関する確認申請手数料	確認申請1件又は計画通知1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次の(1)から(9)までに掲げる額(申請又は通知に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定又は同法第18条第4項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者(以下「特定建築基準適合判定資格者」という。)である建築																							

		<p>令(昭和25年政令第338号)第9条の3の規定による特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査又は建築物の計画(同法第二十条第一項第四号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。)が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下これらを「特定建築基準適合審査」という。)をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に掲げる額の手数料を加えた額)</p>	
	(2) 建築物の建築に関する計画通知手数料	<p>(1) 30平方メートル以下のもの <u>6,900円</u></p> <p>(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの <u>13,000円</u></p> <p>(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの <u>21,000円</u></p> <p>(4) 200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの <u>25,000円</u></p> <p>(5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 34,000円</p> <p>(6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 48,000円</p> <p>(7) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 140,000円</p> <p>(8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 240,000円</p>	

		<p>主事が、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下「特定建築基準適合審査」という。)をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に掲げる額の手数料を加えた額)</p>	
	(2) 建築物の建築に関する計画通知手数料	<p>(1) 30平方メートル以下のもの <u>5,000円</u></p> <p>(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの <u>9,000円</u></p> <p>(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの <u>14,000円</u></p> <p>(4) 200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの <u>19,000円</u></p> <p>(5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 34,000円</p> <p>(6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 48,000円</p> <p>(7) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 140,000円</p> <p>(8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 240,000円</p>	

		(9) 50,000平方メートルを超えるもの ア 建築物を建築する場合（申請又は通知に係る（イに掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。）は、当該建築物に係る部分の床面積 イ 確認を受け又は適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積） ウ 建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。）は、当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積 エ 確認を受け又は適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積	460,000円
7の2から11まで（現行に同じ）	（現行に同じ）	（現行に同じ）	（現行に同じ）
12 建築基準法第7条第4項	(1) 建築物に関する完了検査	次のア及びイに掲げる区分に	

		(9) 50,000平方メートルを超えるもの ア 建築物を建築する場合（申請又は通知に係る（イに掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。）は、当該建築物に係る部分の床面積 イ 確認を受け又は適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積） ウ 建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。）は、当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積 エ 確認を受け又は適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積	460,000円
7の2から11まで（略）	（略）	（略）	（略）
12 建築基準法第7条第4項	(1) 建築物に関する完了検査申	次のア及びイに掲げる区分	

<p>の規定に基づく建築物に関する完了検査(15の項に掲げる場合を除く。)の申請に対する審査又は同法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了(15の項に掲げる場合を除く。)の通知に対する審査</p>	申請手数料	<p>応じて算出した床面積の合計が次の(1)から(9)までに掲げるもので各1件につき</p> <p>(1) 30平方メートル以下のもの</p> <p>(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの</p> <p>(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの</p> <p>(4) 200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの</p> <p>(5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</p> <p>(6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</p> <p>(7) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの</p> <p>(8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの</p> <p>(9) 50,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>15,000円</p> <p>17,000円</p> <p>25,000円</p> <p>31,000円</p> <p>36,000円</p> <p>50,000円</p> <p>120,000円</p> <p>190,000円</p> <p>380,000円</p>	
	(2) 建築物に関する工事完了通知手数料	<p>ア 建築物を建築した場合(同一敷地内において移転した場合を除く。)は、当該建築に係る部分の床面積</p> <p>イ 建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積</p>	<p>(申請又は通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、この項に掲げる額のほか当該昇降機1基について次項又は16の項に掲げる額の手数を加えた額)</p>	
	13 建築基準法第7条第4項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定する	(1) 建築設備の設置に関する完了検査申請手数料	各1設備につき	13,000円

<p>の規定に基づく建築物に関する完了検査(15の項に掲げる場合を除く。)の申請に対する審査又は同法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する工事完了(15の項に掲げる場合を除く。)の通知に対する審査</p>	請手数料	<p>応じて算出した床面積の合計が次の(1)から(9)までに掲げるもので各1件につき</p> <p>(1) 30平方メートル以下のもの</p> <p>(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの</p> <p>(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの</p> <p>(4) 200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの</p> <p>(5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</p> <p>(6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</p> <p>(7) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの</p> <p>(8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの</p> <p>(9) 50,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>10,000円</p> <p>12,000円</p> <p>16,000円</p> <p>22,000円</p> <p>36,000円</p> <p>50,000円</p> <p>120,000円</p> <p>190,000円</p> <p>380,000円</p>	
	(2) 建築物に関する工事完了通知手数料	<p>ア 建築物を建築した場合(同一敷地内において移転した場合を除く。)は、当該建築に係る部分の床面積</p> <p>イ 建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積</p>	<p>(申請又は通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、この項に掲げる額のほか当該昇降機1基について次項又は16の項に掲げる額の手数を加えた額)</p>	
	13 建築基準法第7条第4項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定する	(1) 建築設備の設置に関する完了検査申請手数料	各1設備につき	13,000円

<p>ものに限る。)若しくは同法第87条の4において準用する同法第7条第4項の規定に基づく建築設備に関する完了検査(16の項に掲げる場合を除く。)の申請に対する審査又は同法第18条第21項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定するものに限る。)若しくは同法第87条の4において準用する同法第18条第21項の規定に基づく建築設備に関する工事完了(16の項に掲げる場合を除く。)の通知に対する審査</p>	<p>(2) 建築設備の設置に関する工事完了通知手数料</p>	<p>(2) 小荷物専用昇降機 (3) (1)及び(2)以外の建築設備</p>	<p>8,000円 13,000円</p>	<p>ものに限る。)若しくは同法第87条の4において準用する同法第7条第4項の規定に基づく建築設備に関する完了検査(16の項に掲げる場合を除く。)の申請に対する審査又は同法第18条第17項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定するものに限る。)若しくは同法第87条の4において準用する同法第18条第17項の規定に基づく建築設備に関する工事完了(16の項に掲げる場合を除く。)の通知に対する審査</p>	<p>(2) 建築設備の設置に関する工事完了通知手数料</p>	<p>(2) 小荷物専用昇降機 (3) (1)及び(2)以外の建築設備</p>	<p>8,000円 13,000円</p>
<p>14 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第4項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第21項の規定に基づく工作物に関する工事完了の通知に対する審査</p>	<p>(1) 工作物の築造に関する完了検査申請手数料 (2) 工作物の築造に関する工事完了通知手数料</p>	<p>1工作物につき</p>	<p>9,000円</p>	<p>14 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第4項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第17項の規定に基づく工作物に関する工事完了の通知に対する審査</p>	<p>(1) 工作物の築造に関する完了検査申請手数料 (2) 工作物の築造に関する工事完了通知手数料</p>	<p>1工作物につき</p>	<p>9,000円</p>
<p>15 建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請(当該申請が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。次項において同じ。)に対する審査又は同法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了の通知(当該通知が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。次項において同じ。)に対する審査</p>	<p>(1) 中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請手数料 (2) 中間検査を受けた建築物に関する工事完了通知手数料</p>	<p>次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計が次の(1)から(9)までに掲げるもので各1件につき (1) 30平方メートル以下のもの (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの (4) 200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの (5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下</p>	<p><u>12,000</u>円 <u>16,000</u>円 <u>23,000</u>円 <u>29,000</u>円 35,000円</p>	<p>15 建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請(当該申請が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。次項において同じ。)に対する審査又は同法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する工事完了の通知(当該通知が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。次項において同じ。)に対する審査</p>	<p>(1) 中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請手数料 (2) 中間検査を受けた建築物に関する工事完了通知手数料</p>	<p>次のア及びイに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計が次の(1)から(9)までに掲げるもので各1件につき (1) 30平方メートル以下のもの (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの (4) 200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの (5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下</p>	<p><u>9,000</u>円 <u>11,000</u>円 <u>15,000</u>円 <u>21,000</u>円 35,000円</p>

		のもの (6) 1,000平方メートルを 超え2,000平方メートル 以下のもの (7) 2,000平方メートルを 超え10,000平方メートル 以下のもの (8) 10,000平方メートルを 超え50,000平方メートル 以下のもの (9) 50,000平方メートルを 超えるもの ア 建築物を建築した場合 (同一敷地内において 移転した場合を除く。) は、当該建築に係る部 分の床面積 イ 建築物を同一敷地内 において移転し、又はそ の大規模の修繕若しく は大規模の模様替をし た場合は、当該移転又 は修繕若しくは模様替 に係る部分の床面積に 2分の1を乗じて得た面 積	47,000円 110,000円 180,000円 370,000円
		(申請又は通知に建築 基準法第87条の4に規 定する昇降機に係る部 分が含まれる場合にお いては、この項に掲げる 額のほか当該昇降機1 基について13の項又は 次項に掲げる額の手数 料を加えた額)	
16 建築基準法第7条第4項 の規定に基づく昇降機(同 法第87条の4に規定する ものに限る。)に関する完 了検査の申請に対する審 査又は同法第18条第21 項の規定に基づく昇降機 (同法第87条の4に規定 するものに限る。)に関する 工事完了の通知に対する 審査	(1) 中間検査を受けた昇降機 に関する完了検査申請手数 料 (2) 中間検査を受けた昇降機 に関する工事完了通知手数 料	各1基につき (1) 昇降機(小荷物専用昇 降機を除く。) (2) 小荷物専用昇降機	12,000円 8,000円
17 建築基準法第7条の3第 4項の規定に基づく建築物 に関する中間検査の申請 に対する審査又は同法第 18条第29項の規定に基 づく建築物に関する特定 工程工事終了の通知に対 する審査	(1) 建築物に関する中間検査 申請手数料 (2) 建築物に関する特定工程 工事終了通知手数料	中間検査を行う部分の床面 積の合計又は特定工程工 事終了部分の床面積の合計が 次に掲げるもので各1件につ き (1) 30平方メートル以下の もの (2) 30平方メートルを超え	9,000円 11,000円

		下のもの (6) 1,000平方メートルを 超え2,000平方メートル 以下のもの (7) 2,000平方メートルを 超え10,000平方メート ル以下のもの (8) 10,000平方メートル を超え50,000平方メー トル以下のもの (9) 50,000平方メートル を超えるもの ア 建築物を建築した場 合(同一敷地内におい て移転した場合を除 く。)は、当該建築に係 る部分の床面積 イ 建築物を同一敷地内 において移転し、又は その大規模の修繕若 しくは大規模の模様替 をした場合は、当該移 転又は修繕若しくは模 様替に係る部分の床 面積に2分の1を乗じ て得た面積	47,000円 110,000円 180,000円 370,000円
		(申請又は通知に建築 基準法第87条の4に規 定する昇降機に係る部 分が含まれる場合にお いては、この項に掲げる 額のほか当該昇降機1 基について13の項又は 次項に掲げる額の手数 料を加えた額)	
16 建築基準法第7条第4項 の規定に基づく昇降機(同 法第87条の4に規定する ものに限る。)に関する完 了検査の申請に対する審 査又は同法第18条第17 項の規定に基づく昇降機 (同法第87条の4に規定 するものに限る。)に関する 工事完了の通知に対する 審査	(1) 中間検査を受けた昇降機に 関する完了検査申請手数料 (2) 中間検査を受けた昇降機に 関する工事完了通知手数料	各1基につき (1) 昇降機(小荷物専用昇 降機を除く。) (2) 小荷物専用昇降機	12,000円 8,000円
17 建築基準法第7条の3第 4項の規定に基づく建築物 に関する中間検査の申請 に対する審査又は同法第 18条第20項の規定に基 づく建築物に関する特定 工程工事終了の通知に対 する審査	(1) 建築物に関する中間検査申 請手数料 (2) 建築物に関する特定工程 工事終了通知手数料	中間検査を行う部分の床面 積の合計又は特定工程工 事終了部分の床面積の合計が 次に掲げるもので各1 件につき (1) 30平方メートル以下 のもの (2) 30平方メートルを超	9,000円 11,000円

		100平方メートル以下のもの	
		(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	15,000円
		(4) 200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	20,000円
		(5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	33,000円
		(6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	45,000円
		(7) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	100,000円
		(8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	160,000円
		(9) 50,000平方メートルを超えるもの	330,000円
			(申請又は通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、この項に掲げる額のほか当該昇降機1基について次項に掲げる額の手数料を加えた額)
18 建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定するものに限る。)若しくは同法第87条の4において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対する審査又は同法第18条第29項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定するものに限る。)若しくは同法第87条の4において準用する同法	(1) 建築設備に関する中間検査申請手数料 (2) 建築設備に関する特定工程工事終了通知手数料	各1設備につき (1) 昇降機(小荷物専用昇降機を除く。) (2) 小荷物専用昇降機 (3) (1)及び(2)以外の建築設備	12,000円 8,000円 12,000円

		え100平方メートル以下のもの	
		(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	15,000円
		(4) 200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	20,000円
		(5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	33,000円
		(6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	45,000円
		(7) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	100,000円
		(8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	160,000円
		(9) 50,000平方メートルを超えるもの	330,000円
			(申請又は通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、この項に掲げる額のほか当該昇降機1基について次項に掲げる額の手数料を加えた額)
18 建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定するものに限る。)若しくは同法第87条の4において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対する審査又は同法第18条第20項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定するものに限る。)若しくは同法第87条の4において準用する同法	(1) 建築設備に関する中間検査申請手数料 (2) 建築設備に関する特定工程工事終了通知手数料	各1設備につき (1) 昇降機(小荷物専用昇降機を除く。) (2) 小荷物専用昇降機 (3) (1)及び(2)以外の建築設備	12,000円 8,000円 12,000円

第18条第29項の規定に基づく建築設備に関する特定工程工事終了の通知に対する審査			
19 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第29項の規定に基づく工作物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	(1) 工作物に関する中間検査申請手数料 (2) 工作物に関する特定工程工事終了通知手数料	1工作物につき	9,000円
20 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は同法第18条第38項第1号若しくは第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき	120,000円
20の2から67まで(現行に同じ)	(現行に同じ)	(現行に同じ)	(現行に同じ)

第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する特定工程工事終了の通知に対する審査			
19 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請に対する審査又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	(1) 工作物に関する中間検査申請手数料 (2) 工作物に関する特定工程工事終了通知手数料	1工作物につき	9,000円
20 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき	120,000円
20の2から67まで(略)	(略)	(略)	(略)

(4) 建設関係手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「エコまち法」という。)に基づく事務に係る手数料)

事務	名称及び額			
1 <u>エコまち法</u> 第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて <u>エコまち法</u> 第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表(3)の部7の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同部7の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、 <u>建築基準法</u> 第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同部8の項又は9の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)			
	(1) 申請に併せて区長が指定する者(以下「適合性確認機関」という。)が作成した <u>エコまち法</u> 第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出され	ア 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)	5,800円	
	イ <u>ア以外</u> の建築物	(ア) <u>住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)</u>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	119,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	148,000円	

(4) 建設関係手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素化法」という。)に基づく事務に係る手数料)

事務	名称及び額			
1 <u>低炭素化法</u> に基づく事務	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて <u>低炭素化法</u> 第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表(3)の部7の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表(3)の部7の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、 <u>建築基準法(昭和25年法律第201号)</u> 第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表(3)の部8の項又は9の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)			
	(1) 申請に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	ア 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)	4,700円	
	イ <u>共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)</u>	(ア) <u>住居の部分(人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。)</u>	建築物の総戸数が1のもの	4,700円
			建築物の総戸数が2以上5以下のもの	9,400円
			建築物の総戸数が6以上10以下のもの	16,000円
			建築物の総戸数が11以上25以下のもの	27,000円
			建築物の総戸数が26以上50以下のもの	45,000円
			建築物の総戸数が51以上100以下のもの	82,000円
			建築物の総戸数が101以上200以下のもの	131,000円
			建築物の総戸数が201以上300以下のもの	170,000円
			建築物の総戸数が301以上のもの	185,000円
			(イ) <u>共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)</u>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
			当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円	

	部分の省令第1条第1項第2号イ(1)の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率(以下「外皮性能」という。)を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量(以下「一次エネルギー消費量」という。)を省令第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を省令第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項及び2の項並びに別表(5)の部4の項及び5の項において同じ。)による場合	満のもの 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円	
	標準計算法(省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項及び2の項並びに別表(5)の部4の項及び5の項において同じ。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円	
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円	
イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円

イ 共同住宅等	(ア) 住戸の部分	誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1のもの	21,000円
			建築物の総戸数が2以上5以下のもの	39,000円
			建築物の総戸数が6以上10以下のもの	56,000円
			建築物の総戸数が11以上25以下のもの	80,000円
			建築物の総戸数が26以上50以下のもの	120,000円
			建築物の総戸数が51以上100以下のもの	182,000円

仕様・計算 併用法によ る場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	59,800円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	256,000円
	当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	304,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	354,000円
標準計算法 による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	390,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	449,000円

		建築物の総戸数が101以上 200以下のもの	261,000円
		建築物の総戸数が201以上 300以下のもの	340,000円
		建築物の総戸数が301以上の もの	390,000円
誘導仕様基 準以外によ る場合		建築物の総戸数が1のもの	35,000円
		建築物の総戸数が2以上5以 下のもの	69,000円
		建築物の総戸数が6以上10以 下のもの	97,000円
		建築物の総戸数が11以上25 以下のもの	137,000円
		建築物の総戸数が26以上50 以下のもの	197,000円
		建築物の総戸数が51以上100 以下のもの	283,000円
		建築物の総戸数が101以上 200以下のもの	385,000円
		建築物の総戸数が201以上 300以下のもの	508,000円
		建築物の総戸数が301以上の もの	600,000円
(イ) 共用 部分		当該部分の床面積の合計が300平方メー トル以内のもの	109,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メー トルを超え1,000平方メートル以内のもの	138,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メ ートルを超え2,000平方メートル以内のも の	180,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メ ートルを超え5,000平方メートル以内のも の	280,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メ ートルを超え10,000平方メートル以内のも の	359,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メ ートルを超え25,000平方メートル以内のも の	429,000円

(イ) 非住宅部分	モデル建物法(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。2の項並びに別表(5)の部4の項及び5の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	434,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	509,000円
	標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をい	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円	
	当該部分の床面積の合計が5,000	758,000円	

(ウ) 非住宅部分		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	500,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	242,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	789,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円	
ウ ア及びイ以外の建築物		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	242,000円
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000円
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え	670,000円

			う。2の項並びに別表(5)の部4の項及び5の項において同じ。)による場合	平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	896,000円 1,020,000円
2 エコまち法	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料				
第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せてエコまち法第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表(3)の部7の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同部7の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同部8の項又は9の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)				
	(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成したエコまち法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	ア 一戸建て住宅			4,100円
		イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	8,000円 16,700円 37,000円 66,500円 83,500円 103,000円

				10,000平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	789,000円 900,000円
2 低炭素化法	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料				
第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて低炭素化法第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表(3)の部7の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表(3)の部7の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表(3)の部8の項又は9の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)				
	(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成した低炭素化法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	ア 一戸建て住宅			3,300円
		イ 共同住宅等	(ア) 住戸の部分	建築物の総戸数が1のもの 建築物の総戸数が2以上5以下のもの 建築物の総戸数が6以上10以下のもの 建築物の総戸数が11以上25以下のもの 建築物の総戸数が26以上50以下のもの 建築物の総戸数が51以上100以下のもの 建築物の総戸数が101以上200以下のもの 建築物の総戸数が201以上300以下のもの 建築物の総戸数が301以上のもの	3,300円 6,600円 11,000円 19,000円 32,000円 58,000円 93,000円 122,000円 134,000円
		(イ) 共用部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	6,500円 11,000円 18,000円 56,000円 88,000円

(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未 満のもの	8,000円		
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以 上1,000平方メートル未満のもの	13,800円		
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以 上2,000平方メートル未満のもの	22,200円		
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル 以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円		
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル 以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円		
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル 以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円		
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル 以上のもの	165,000円		
(2) (1)以 外の 場合	ア 一戸 建て 住宅 誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未 満のもの	14,300円	
		当該部分の床面積の合計が200平方メートル以 上のもの	15,100円	
	仕様・計算併用法による 場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未 満のもの	21,100円	
		当該部分の床面積の合計が200平方メートル以 上のもの	23,300円	
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未	28,300円	

			当該部分の床面積の合計が10,000平方メ ートルを超え25,000平方メートル以内のも の	112,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メ ートルを超えるもの	140,000円
(ウ) 非住 宅の部 分	当該部分の床面積の合計が300平方メート ル以内のもの	6,500円		
	当該部分の床面積の合計が300平方メート ルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円		
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メ ートルを超え2,000平方メートル以内のも の	18,000円		
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メ ートルを超え5,000平方メートル以内のも の	56,000円		
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メ ートルを超え10,000平方メートル以内のも の	88,000円		
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メ ートルを超え25,000平方メートル以内のも の	112,000円		
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メ ートルを超えるもの	140,000円		
ウ ア及 びイ以 外の建 築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	6,500円		
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平 方メートル以内のもの	11,000円		
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000 平方メートル以内のもの	18,000円		
	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	56,000円		
	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	88,000円		
	建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	112,000円		
	建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるも の	140,000円		
(2) (1)以 外の 場合	ア 一戸 建て住 宅 誘導仕様基準による場合	15,000円		
	誘導仕様基準以外による場合	18,000円		

			満のもの		
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円	
イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円	
			仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円	
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	213,000円			
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	248,000円			

イ 共同住宅等	(ア) 住戸の部分	誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1のもの	15,000円	
			建築物の総戸数が2以上5以下のもの	27,000円	
			建築物の総戸数が6以上10以下のもの	40,000円	
			建築物の総戸数が11以上25以下のもの	56,000円	
			建築物の総戸数が26以上50以下のもの	85,000円	
			建築物の総戸数が51以上100以下のもの	128,000円	
			建築物の総戸数が101以上200以下のもの	184,000円	
			建築物の総戸数が201以上300以下のもの	241,000円	
			建築物の総戸数が301以上のもの	278,000円	
			誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が1のもの	18,000円
			建築物の総戸数が2以上5以下のもの	37,000円	
			建築物の総戸数が6以上10以下のもの	52,000円	
			建築物の総戸数が11以上25以下のもの	74,000円	
			建築物の総戸数が26以上50以下のもの	108,000円	
建築物の総戸数が51以上100以下のもの	159,000円				
建築物の総戸数が101以上200以下のもの	221,000円				
建築物の総戸数が201以上300以下のもの	291,000円				
建築物の総戸数が301以上のもの	342,000円				

標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円	
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	161,000円	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円	
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	273,000円	
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	314,000円	
	(イ) 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
		当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	119,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円

(イ) 共用部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	57,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	72,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	96,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	156,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	205,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	247,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	290,000円
	(ウ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	290,000円

				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	253,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	357,000円
			標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	627,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	715,000円

備考

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、住戸の数が一である複合建築物(住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。以下同じ。)の住宅部分の手数料の額は、別表(4)の部1の項(1)のア若しくは(2)のア又は同部2の項(1)のア若しくは(2)のアに掲げる額とする。

				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	361,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	427,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	491,000円
			ウ ア及びイ以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	123,000円
				建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円
				建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円
				建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	290,000円
				建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	361,000円
				建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	427,000円
				建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	491,000円

(5) 建設関係手数料(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)に基づく事務に係る手数料)

事務	名称及び額			
1 建築物省エネ法第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合の審査(特定建築行為が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。)第2条第1項第1号に該当する場合に限る。)	仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料			
	仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料の額(建築基準法第6条第4項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は同法第18条第3項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査と併せて行う仕様基準(住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)をいう。以下同じ。)又は誘導仕様基準の審査に係るものをいう。)は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			
	(1) 一戸建て住宅	当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,500円	
		当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	4,700円	
		当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	7,800円	
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	9,400円	
	(2) 一戸建て住宅以外の住宅	当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	4,300円	
		当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	8,200円	
		当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	13,300円	
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	15,900円	
		当該住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	22,300円	
		当該住宅の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,300円	
		当該住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	50,100円	
	当該住宅の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	68,900円		
2 建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料			
	手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			
	(1) 計画提出又は計画通知に併せて建築物省エ	ア 一戸建て住宅	5,800円	
		イ ア以外(ア)住宅部分の建築物	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル			119,000円	

(5) 建設関係手数料(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)に基づく事務に係る手数料)

事務	名称及び額		
1 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料		
	手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		

ネ法 第10 条第1 項に 掲げ る基 準に 適合 して いる ことを 示す 書類 として 区長 が定 める もの が提 出さ れた 場合	(イ) 非住宅部分	以上25,000平方メートル未満のもの		
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	148,000円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円	
		当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	31,600円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	188,000円	
(2) (1)以 外の 場合	ア 一戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円
	イ 二戸建て住宅	仕様・計算併用法(住宅部分の外皮性能を、仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を省令第1条第1項第2号ロ(1)若しくは第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を省令第1条第1項第2号イ(1)	当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	30,100円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円

(1) 非住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。)のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	27,100円		
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	80,400円		
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	128,000円		
		当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	161,000円		
		当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	201,000円		
		(2) (1)以 外の 非住 宅部 分の 場合	モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量(以下「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円				

	若しくは省令第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、3の項及び6の項において同じ。)による場合			
	標準計算法(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)により評価する方法又は省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項、3の項及び6の項において同じ。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの		40,200円
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの		44,900円
イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円

		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		371,000円		
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		435,000円		
標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。)による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		284,400円		
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		367,100円		
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		523,700円		
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		646,000円		
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		763,000円		
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		871,000円		

		ル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	354,000円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	390,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	449,000円
(イ) 非住宅部分の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。)のみの場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	188,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	235,000円
(ウ) (イ)以外の非住宅部分の場合	モデル建物法(一次エネルギー消費量の算出)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未	129,000円

エネルギー消費性能適合性判定	併せて建築物省エネ法第10条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円		
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円		
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円		
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	83,500円		
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	103,000円		
		(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円		
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円		
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円		
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円		
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円		
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円		
		(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円
					当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円
仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの			21,100円		
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの		23,300円			
標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの		28,300円			
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの		31,500円			
イ ア以外の建築物部分	(ア) 住宅部分	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円		
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル	84,800円		

エネルギー消費性能適合性判定		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円
(2) (1)以外の非住宅部分の場合			

			宅部分の場合	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	357,000円
				標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	627,000円	
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	715,000円				

			平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
				標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円	

4 建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表(3)の部7の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同部7の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同部8の項又は9の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)			
	(1) 申請に併せて建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	ア 一戸建て住宅		5,800円
	イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		119,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		148,000円
		(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		149,000円	
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	188,000円			
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		235,000円		
(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円	
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円	
	仕様・計算併用法による 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未		30,100円	

3 建築物省エネ法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表(3)の部7の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表(3)の部7の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表(3)の部8の項又は9の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)			
	(1) 申請に併せて建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が別に定めたものが提出された場合	ア 一戸建て住宅		5,100円
	イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000円
		(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		201,000円	
(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円	
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円	
	誘導仕様基準以外による 当該住宅の床面積の合計が		34,400円	

イ ア以 外の 建 築 物	場合	満のもの		
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円	
	標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円	
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円	
	(ア) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円
	仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	354,000円	
		標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円		
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円		
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	390,000円		

イ ア以 外の 建 築 物	る場合	200平方メートル未満のもの		
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円	
	(ア) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	118,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	179,000円
	誘導仕様基準以外による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円	

			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	449,000円
(イ) 非住宅部分	モデル建物法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	434,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	509,000円
	標準入力法等による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	896,000円

(イ) 非住宅部分	モデル建物法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	61,100円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
		標準入力法等による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	535,000円

				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円
(2) (1)以外 の場合	ア 一戸 建て 住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円	
		仕様・計算併用法による 場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円	
		標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円	
	イ ア以 外の建 築物	(ア) 住宅 部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの				84,800円	
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの				127,000円	
仕様・計算併用法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円		
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円		
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円		
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円		

	が提 出さ れた 場合			10,000平方メートル未満のもの		
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円	
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円	
(2) (1)以外 の場合	ア 一戸 建て住 宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,000円		
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,000円		
		誘導仕様基準以外による 場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200円		
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000円		
		イ ア以 外の建 築物	(ア) 住宅 部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの				83,000円	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの				125,000円	
誘導仕様基準以外による 場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円				
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円				
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円				
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円				

			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	213,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	248,000円
		標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	273,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	314,000円
(イ) 非住宅部分	モデル建物法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	357,000円
		標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円

(イ) 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	61,100円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円	
	標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	159,100円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円	

				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	627,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	715,000円

--	--	--	--	--	--

				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円

5	建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			
		(1) 申請に併せて建築物省エネ法第2項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す	ア 一戸建て住宅		5,100円
			イ ア以外 イ 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円
			イ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	80,400円

書類として 区長が別に定めたものが提出された場合			5,000平方メートル未満のもの		
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円	
(2)以外の場合	ア 一戸建て住宅	性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円	
		モデル住宅法(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100円	
	イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下同じ。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100円
		フロア入力法(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ	性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下同じ。)による場合	性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円		
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円		
フロア入力法(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ	性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円		
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円		

	(2)に定める基準をいう。以下同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	104,000円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	157,000円	
(イ) 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円	
		標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円		
	当該部分の床面積の合計が	646,000円		

6 建築物省エネ法施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更になっていることの証明	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更になっていることの証明手数料 手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			
	(1)申請	ア 一戸建て住宅		4,100円
	イ ア以外 の建築物 エネ法施行規則第5条に掲げる軽微な変更 に該当していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	8,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	83,500円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	103,000円
			(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円		
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円			
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円			
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル	104,000円			

6 建築物省エネ法施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更になっていることの証明	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更になっていることの証明手数料 手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			
	(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	763,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円	
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの				

			以上10,000平方メートル未満のもの		
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円	
(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円	
		仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円	
		標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円	
	イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円	

(2) (1)以外の場合	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
	標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円

		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	213,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	248,000円
	標準計算 法による 場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	273,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	314,000円
	(イ) 非住宅部 分の用途が工 場等のみの場 合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円
	(ウ) モデル建 (イ) 物法による)以外 の 非 住	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル	193,000円

		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円
--	--	-------------------------------	----------

物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、別表(5)の部3の項(1)の規定により算出した額とする。

5 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更^に該当していることの証明手数料(以下「適合性判定手数料等」という。)の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。

6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号。以下「建築物省エネ法施行令」という。)第3条に規定する内部に間仕切壁又は戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)を有しない階又はその一部であって常時外気に開放された開口部を有するものうち、当該開口部の面積の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。

7 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。

8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物(同項に規定する申請建築物をいう。)の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、別表(5)の部4の項の規定により算出した額とする。

10 適合性判定手数料等(仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。)又は向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準以外による場合に限る。)について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分及び共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。

11 適合性判定手数料等(仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。)又は向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準による場合に限る。)について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。

12 適合性判定手数料等又は向上計画認定申請手数料等について、住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、別表(5)の部2の項(1)のア若しくは(2)のア、同部3の項(1)のア若しくは(2)のア、同部4の項(1)のア若しくは(2)のア、同部5の項(1)のア若しくは(2)のア又は同部6の項(1)のア若しくは(2)のアに掲げる額とする。

13 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物省エネ法施行令第4条第1項各号に掲げる用途である場合における当該非住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更^に該当していることの証明手数料の額は、別表(5)の部2の項(2)のイの(イ)、同部3の項(2)のイの(イ)又は同部6の項(2)のイの(イ)に掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

ギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、別表(5)の部2の項(1)の規定により算出した額とする。

5 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更^に該当していることの証明手数料(以下「適合性判定手数料等」という。)の算出において、複合建築物(住宅部分と非住宅部分を含む建築物をいう。)の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。

6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。

7 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。

8 建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築(建築物省エネ法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。)を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物(同項に規定する申請建築物をいう。)の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、別表(5)の部3の項の規定により算出した額とする。

11 向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準以外による場合に限る。)又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(性能基準又はフロア入力法による場合に限る。)について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

12 向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準による場合に限る。)又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。)について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

財産（建物）の取得について

1 取得理由

旧区立外神田住宅は、老朽化が著しく耐震性に問題があるため、早期解体に向けて区分所有者等の権利を区が取得する。

2 財産の種類 不動産（建物）

3 財産の内容 旧区立外神田住宅 1 階及び 2 階区分所有部分

4 所在地等

	所在地（地番）	家屋番号	床面積
1	千代田区外神田三丁目 79 番地	79 番の 9	42.09 m ²

5 取得予定価格 51,895,000 円

（本事業開始時に鑑定評価し、土地建物価格審査会で審査した額）

6 取得先 旧区立外神田住宅 1 階及び 2 階区分所有者 1 者

（本事業開始時の区分所有者 18 者のうちの 1 者分）

7 今後の予定

議決後に本契約を締結し、原則、所有権移転登記をした後に支払う。

区民葬儀 霊柩車運送料金の改定について

1 料金

(1)宮型指定車

	10kmまで	20kmまで	30kmまで
改定前	33,270円	39,320円	45,370円
改定後	37,400円	44,000円	50,600円

(2)普通霊柩車

	10kmまで	20kmまで	30kmまで
改定前	15,570円	19,530円	23,490円
改定後	19,220円	23,840円	28,460円

2 料金改定時期

令和7年4月1日(前回改定 平成27年4月1日)

3 改定理由

- (1)物価の上昇(燃料油脂費、車両購入費等経費の増加)
- (2)設備投資の義務付け(安全管理体制の強化)
- (3)葬儀の簡素化(普通霊柩車の稼働増加)

4 区民への周知

- (1)広報千代田3月5日号に掲載
- (2)万世会館、コミュニティ総務課、総合窓口課、出張所窓口でパンフレット配布

区民葬儀概要

《目的》

区民葬儀は、大きな負担となりがちな葬儀の経費を軽減するため、23区が共同で取り扱っているもので、特別区が指定業者(葬祭業協同組合)と協定した料金で利用できる区民葬儀利用券を総合窓口課で発行している。

《内容》

祭壇、霊柩車、火葬、遺骨収納容器の4種の券を提供しており、利用者がそれぞれ取捨選択し、組み合わせて利用できる。

■祭壇(棺含む) 100,100円～325,380円

■霊柩車 上記のとおり

■火葬 大人 59,600円、小人(6歳以下)34,500円

■遺骨収納容器 大人 10,780円～11,990円、小人 2,530円

《利用実績》

年度	R5	R4	R3	R2	R1
件数	84	73	78	39	18

千代田万世会館指定管理者の募集について

1. 経緯

千代田万世会館は、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、指定管理者として指定した(株)日比谷花壇に施設の管理運営を委ねているが、第4期目にあたる現在の指定管理期間が令和8年3月末日をもって終了する。このため、令和8年4月から始まる第5期目の指定管理期間に向けて、令和7年度中に指定管理者を指定する必要があり、「千代田区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき指定管理者を募集し選定手続きを行うものとする。

2. 対象施設 施設名 千代田万世会館
所在地 千代田区外神田一丁目1番7号

3. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

4. 応募資格

ビル管理業務等の実績を有する法人とする。ただし、葬祭業を主に営む法人の応募はできない。

5. 選定方法及びスケジュール(予定)

- (1) 選定方法 公募
- (2) 募集期間 令和7年5月～6月
- (3) 現地説明会 令和7年5月
- (4) 選定スケジュール

事 項	時 期
指定管理者候補者の募集	令和7年5月～6月
選定委員会による選定	令和7年8月
区議会へ指定管理者の指定の議案提出	令和7年9月
指定管理者との協議、協定締結	令和7年9月～令和8年3月
運営開始	令和8年4月

6. 選定委員会

選定委員の構成 5名(外部委員4名、区関係者1名)

- 【構成】
- ・葬祭施設の管理運営に専門的知識経験を有する者 1名
 - ・経営及び財務に関し専門的知識経験を有する者 1名
 - ・区民 2名
 - ・区職員 1名

7. 周知方法

- ・広報千代田5月5日号にて募集案内記事掲載
- ・5月中に千代田区ホームページ上に募集要項、提出書類等掲載

千代田のさくらまつりの開催について

- 実施期間 令和 7 年 3 月 12 日（水）～ 4 月 23 日（水）
- 周 知 広報千代田 3 月 5 日号、3 月 20 日号、「千代田のさくらまつり」特設サイト、
区及び千代田区観光協会 SNS
- 変 更 点 ①さくらまつりと期間の考え方
②ライトアップ期間と消灯時間
③ライトアップ期間中の土日については、千鳥ヶ淵緑道が一方通行に
④ライトアップのカーボンオフセット
⑤ボート乗船チケットの購入方法と時間単位、金額、終了時間
⑥周辺回遊策の試行

各種事業

1. 千鳥ヶ淵ライトアップ （区、千代田区観光協会）
千鳥ヶ淵緑道（全長約 700m）のさくらをライトアップします。環境配慮型の LED 電球を使用してさくらへの負担を軽減するとともに、再生可能エネルギーを使用することでカーボンオフセットします。
実施期間：3 月下旬～ 4 月上旬 日没後（18 時頃）～ 21 時
公表予定：3 月 12 日
2. ボートの乗船時間の変更と整理券の空き状況確認 （区）
区営千鳥ヶ淵ボート場のボートの乗船時間を、30 分単位から 1 時間単位に変更します。また、当日券を購入するにあたり、混雑緩和のため整理券を発行していますが、その空き状況を区ホームページで確認できるようにします。
実施期間：千鳥ヶ淵ライトアップ期間中
当 日 券：1 艘 1 時間 1,600 円
※整理券は、朝 9 時頃から発行予定、無くなり次第終了
3. ボート場の夜間営業 （区）
千鳥ヶ淵ライトアップ期間中は、区営千鳥ヶ淵ボート場の夜間営業を実施します（期間中無休）。
実施期間：千鳥ヶ淵ライトアップ期間中
営業時間：9 時～ 20 時まで

4. スマートチケットの販売（事前購入制の導入）（千代田区観光協会）

乗船ボートの一部に、並ばずに希望日時に乗船できる事前購入のスマートチケットを販売、混雑緩和を図ります。売上の一部はさくら基金へ寄付し、千鳥ヶ淵のさくらの景観保全のために使用されます。

購入方法：「千代田のさくらまつり」特設サイトから3月12日に公表します

対象期間：千鳥ヶ淵ライトアップ期間中

販売料金：1艘1時間 10,000円

5. 千鳥ヶ淵緑道周辺の安全対策（区、千代田区観光協会）

100万人の来場者を想定し、来場者の誘導、巡回等の安全対策を実施します。

- (1) 警備体制は、コロナ禍前の通常期と同規模以上の警備員を配置
- (2) 周辺の各駅、武道館で卒業・入学式を実施する各大学と人の移動想定を共有
- (3) 千鳥ヶ淵緑道沿い区道および鍋割坂は、車両の交通規制（9時～21時）を実施
- (4) 千鳥ヶ淵緑道は、ライトアップ期間中の土日、九段下側から半蔵門側（靖国通りから千鳥ヶ淵戦没者墓苑入口）に向かう歩行者の一方通行（9時～21時）を実施
- (5) 緑道の混雑状況を「千代田のさくらまつり」特設サイトでリアルタイム発信
- (6) ボート場内への入場を厳格化

6. 人数カウント及び混雑状況の発信（千代田区観光協会）

千鳥ヶ淵緑道、九段坂公園の来場者数を計測（推計値）します。また「千代田のさくらまつり」特設サイトから千鳥ヶ淵緑道の混雑状況をリアルタイムで発信します。

発信期間：千鳥ヶ淵ライトアップ期間中

7. 「千代田のさくらまつり」特設サイト（千代田区観光協会）

千代田区観光協会が運営する特設サイトです。ボート場屋上に設置したライブカメラ等で、さくらの開花状況や千鳥ヶ淵緑道の混雑状況が確認できるほか、おすすめのさくらスポットや、さくらまつり期間中の関連イベントを見ることができます。また今回から、ボートのスマートチケットが購入できます。

公開：2月13日（木）から順次



<特設サイト>



<ライブカメラ>

8. さくら観光案内所 (千代田区観光協会)

千鳥ヶ淵緑道に特設の観光案内所を開設します。観光ガイド(英語対応可)が常駐し、千鳥ヶ淵やその周辺の観光情報を案内するほか、地域周遊ツアーも行います。

開設期間：千鳥ヶ淵ライトアップ期間中、9時～18時まで

体 制：(平日) 午前・午後 各3名
(土日祝) 午前・午後 各4名

場 所：千鳥ヶ淵緑道内

9. 地域周遊ツアー「千代田よりみち Trip」 (千代田区観光協会)

さくらを楽しんだあとに、ちょっと足を延ばして、周辺スポットをガイドが案内してくれる周遊ツアーです。インバウンド向け英語ツアーなどバリエーション豊かなツアーで、“よりみちさんぽ”に参加できます。

出 発 地：さくら観光案内所、千代田区観光案内所ほか

実施期間：千鳥ヶ淵ライトアップ期間中 ※日時によってコースが異なります

参 加 費：ツアーごとに異なる

主なツアー：神保町よりみちツアー(日・英)

半蔵門よりみちツアー(日・英)

皇居東御苑ツアー(英)

自転車ツアー(日)など

実施団体：千代田区観光ガイド連絡会参加5団体ほか

所要時間：約60分～90分



10. リアル謎解きゲーム「幻の浮世絵と本の街 怪盗ブロッサム仕掛けた謎」 (千代田区観光協会)

来場者に千鳥ヶ淵から近隣地域を周遊してもらうため、謎を解きながら楽しく近隣地域8スポットを巡ることのできる「リアル謎解きゲーム」を実施します。達成者には抽選で景品をプレゼントします。

開催期間：3月12日(水)～4月23日(水)

所要時間：約90分(目安)

参 加 費：無料

キット配布場所：さくら観光案内所、千代田区観光案内所



<特設ページ>



11. 周辺地域をお得に楽しく周遊！「得とく周遊キャンペーン」（千代田区観光協会）

お食事やショッピングなどに使用できるサービス・割引特典で、千代田区をお得に周遊できます。千鳥ヶ淵の混雑緩和にも繋がります。

実施期間：3月12日（水）～4月23日（水）

参加店舗：約100店舗



<特設ページ>



12. さくらグッズの販売（千代田区観光協会）

千鳥ヶ淵緑道内の特設ブースや千代田区観光案内所で、観光大使リラックマグッズやさくら入浴料など観光協会オリジナルグッズを販売します。一部商品の収益の一部は、さくら基金に寄付し、さくらの再生に活用されます。

実施期間：千鳥ヶ淵ライトアップ期間中

場所時間：千鳥ヶ淵緑道内「さくらグッズ販売ブース」9時～19時

千代田区観光案内所 10時～18時

13. 「千代田さくら祭り 2025 公式ガイドMAP」（千代田観光まちづくり実行委員会）

さくらの見どころやイベント、飲食店や無料シャトルバスなどの情報を掲載します。発行開始から今年で20年目を迎え、累計発行部数は350万部となります。

配布期間：3月11日（火）から配布し、なくなり次第終了

配布場所：区内都営地下鉄駅、さくらまつりイベント会場、千代田区観光案内所、区立施設、協賛各店舗ほか

配布数：20万部

14. 春のガイドマップ「ハルメキ！千代田 2025」（千代田区観光協会）

春の千代田区の多彩なおすすめ観光情報を詰め込んだ、おさんぽガイドブック「ハルメキ！千代田 2025」を、首都圏の駅などで配布します。

主な内容：さくらの見どころスポット、千代田で角打ち特集、春のイベント情報など

配布場所：首都圏のJR約280駅、区内東京メトロ16駅、都内都営地下鉄101駅、区内ホテル、千代田区および周辺区の観光案内所

配布期間：3月18日（火）～5月末 ※なくなり次第終了

発行部数：約13万部

15. 2025 千代田さくらフェスティバル (千代田区商店街連合会、千代田区商店街振興組合連合会)

各商店会加盟店舗が飲食・物産ブースを出店します。

開催時期：3月28日(金)～30日(日) 11時～18時

場 所：千鳥ヶ淵公園



<商店街連合会ホームページ>

16. デジタルスタンプラリー (千代田区商店街連合会、千代田区商店街振興組合連合会)

区内商店会の名店12店舗を巡りながら、さくらの見どころや千代田区の魅力を体験してもらおうデジタルスタンプラリーです。アプリで集めたスタンプの数に応じて、福引抽選にチャレンジできます。

開催期間：3月3日(月)～30日(日)

抽 選 会：3月29日(土)、30日(日) 11時～16時、千鳥ヶ淵公園

※賞品が無くなり次第終了

17. 無料シャトルバス「さくら祭り号」の運行 (千代田観光まちづくり実行委員会)

大手町・丸の内・有楽町地区を無料で巡回する「丸の内シャトル号」のコースを延長し、区内を回遊するさくら祭り号を運行します。

延伸ルート：千代田区役所前→神保町古書店街→神田明神前→淡路町老舗街ワテラス前→和泉橋防災船着場前→日本橋室町→大手町タワー(みずほ銀行本店)→東京サンケイビル→千代田区役所前

運行日時：3月29日(土)、30日(日) 10時～17時

運行間隔：20分～25分

18. 無料シャトルバス「丸の内ダイレクトシャトル」の運行 (大丸有エリアマネジメント協会、協力：(株)JTB)

千鳥ヶ淵と大丸有エリア間で人を行き交わすことを目的に直行便を運行します。

コ ー ス：千鳥ヶ淵戦没者墓苑駐車場 ⇄ 丸の内ビルディング(行幸通り側)

運行日時：3月28日(金)～30日(日) 11時～20時

運行間隔：20分(定員による乗車規制あり)

19. さくらまつりクルーズの運行 (ちよだの水辺の会)

(1) 神田川-日本橋川クルーズ

3月23日(日)、24日(月)、29日(土)～4月6日(日)

11時～12時30分ごろ、14時30分～16時ごろ



<申込みページ>

- (2) 深川さくら回廊クルーズ
3月22日(土)~25日(火)、3月29日(土)~4月6日(日)
11時~12時10分ごろ、15時~16時10分ごろ
- (3) 夜桜ライトアップクルーズ
3月22日(土)~25日(火)、4月5日(土)、6日(日)
18時~19時10分ごろ



<申込みページ>

発着場所：和泉橋防災船着場

対 象：小学生以上（未就学児の参加はできません。）

定 員：各便36名（申込順、最少催行人数25名）

費 用：大人4,800円、小学生3,800円

20. さくら美守り隊ボランティア （さくら美守り隊）
千鳥ヶ淵緑道でのごみ拾い及びごみの持ち帰り呼びかけ、さくら基金への募金活動を行います。

商店街のイベント

21. 神保町さくらみちフェスティバル （南神実業会）
春の古本まつり：3月20日（木祝）~23日（日）11時~18時 ※雨天中止
甘酒無料サービス：3月21日（金）~23日（日）11時~16時
二胡演奏会：3月22日（土）、23日（日）各日3回
場 所：靖国通り南側歩道、神保町交差点岩波広場
22. 秋葉原さくらまつり 2025 （秋葉原商店街振興組合）
ポスター掲示店で2,000円以上の買い物をすると先着で記念品をプレゼントします。
開催期間：3月15日（土）~31日（月）
23. 第十回坂の上の街「九段」サクラ祭り（九段商店街振興組合）
靖国通りを中心に九段地域のさくらを人力車に乗って楽しめます。
開催日時：3月30日（日）11時~15時30分 ※小雨決行
発着場所：九段上集会所（九段南2-9-6）
費 用：1人1,000円 ※加盟店に配置したちらしを持参した場合は500円
24. 春のさくら祭り （麴町通り商店会）
麴町通り商店会加盟店での購入金額に応じて三角くじを引いて当たると、くじに書かれた金額が支払額から差し引かれます。
開催期間：4月1日（火）~15日（火）

UPDATE EARTH 2025 ミライ MATSURI の共催について

1 趣旨と概要

当イベントでは未来の街秋葉原を子供たちに体験いただくなど、地域課題解決支援事業と軌を一にする取組であることから、趣旨に賛同し共催するものです。

(1) UPDATE EARTH の趣旨

地球で起きている様々な課題に対し、前代未聞の発想をもって、前人未至の領域にチャレンジし、地球を再定義することで未来を創る取り組み。

(2) UPDATE EARTH 2025 ミライ MATSURI

1)日時：2025年3月15日（土）10:00～18:00

2)会場：新東京ビル7階、8階、秋葉原万世橋出張所、丸の内仲通り 他

3)テーマ：保育・教育のアップデート

4)主催：UPDATE EARTH 2025 実行委員会

5)参加・申込方法：定員制イベントやワークショップへの入場には個別の申し込みが必要 <https://event.update-earth.jp/>

2 区民優先枠設定イベントの概要

子供たちが未来の技術や情報に触れていただく機会を提供

(1) 『“AI” ×未来のクリエイター体験』

1)会場：万世橋区民館 2F サロンギャラリー（丸の内会場でも同時に実施）

2)実施内容：小学生高学年～中学生を対象としたプログラミング教室

① ゲームのプログラミング 対象：中学生以上

② 映像のプログラミング 対象：小学校4年生以上

(2) 『こどものための起業家の学校』

1)会場：新東京ビル8階

2)実施内容：小学生～中学生を対象としたアントレプレナーシップ教室

3 周知について

- ・区内小中学校、中等教育学校に情報提供し、チラシを対象学年に配布
- ・広報掲示板への掲示（3月3日（月）～14日（金））
- ・その他、公式 X と Facebook にて周知

選挙管理委員会への公民権停止の通知の失念について

令和 6 年 8 月 1 日、公職選挙法の規定により公民権停止の通知を選挙管理委員会へ通知を行うべきところ、総合窓口課の事務処理手続きの誤りにより、選挙管理委員会への通知ができておりませんでした。

このことにより、その間に執行された選挙について、当該区民の公民権停止の手続きがとられていなかったことが判明しました。

1. 経緯

選挙管理委員会より公民権停止の通知についての問い合わせがあり、確認した結果、公民権停止の通知を、当該選挙管理委員会へ行っていなかったことが判明したため、令和 7 年 2 月 28 日に公民権停止の通知をいたしました。

2. 対象者 1 名

3. 再発防止策

改めて適切な事務処理を徹底するとともに、公民権に関する事務について複数人でのチェックを行うよう事務処理の見直しを図ります。

JR高架下工事に伴うふれあい会館の一時休館について

1. 目的

和泉橋出張所が所管する「ふれあい会館」は、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR」とする)と千代田区間で土地の賃貸借契約を締結している。

JR では東日本大震災等過去の地震被害を教訓とし、首都直下地震等近い将来発生が懸念されている大規模な地震に備え、構造物の耐震補強工事を順次行っている。

2021 年及び 2022 年の福島県沖地震により、新幹線高架橋柱の一部で桁が沈下する被害や、新幹線電柱の損傷が発生したことを踏まえ、新幹線高架橋柱の耐震補強対策として高架下に建立するふれあい会館箇所での耐震補強工事を実施する。

2. 工事概要

ふれあい会館に接する高架橋柱4本について、柱まわり 500mm×500mm の空間にある天井、床、屋根等支障物の撤去を基本とし、工事に当たって支障のある外壁や内壁についても部分的に撤去を行う。撤去後、柱外周に補強鋼板を配置し、鋼板と柱の隙間に充填剤を充填することにより、せん断耐力や変形性能を向上させる「鋼板巻き耐震補強工法」という方法で補強工事を行う。補強工事完了後、現状復帰を行う。

■工期(着手予定)

令和 7 年 6 月から令和 8 年 3 月末日まで(約 10 ヶ月)

■工事内容

- ・高架橋柱の耐震補強
- ・上記補強工事に伴う会館外壁、床、天井等の撤去(復元含む)

3. ふれあい会館の休館期間

- ・1 階洋室 A/2 階洋室 B:令和 7 年 6 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日(予定)

4. 区民および会館利用者への周知

- (1) 常任委員会報告後、地域の町会長会議等にて報告
- (2) 3 月 20 日号広報千代田、区ホームページ、会館予約システム、ポスター・チラシ等による周知

新スポーツセンター基本構想について

1 背景

現行のスポーツセンターは、これまでも耐震補強や省エネルギー化工事などを計画的に実施してきたが、開設から約 50 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいる。

新たな施設の整備に向けて、平成 30 年度に新スポーツセンター基本構想検討会を設置し、新スポーツセンター基本構想（素案）を策定、令和 3 年度には建設地を現地建替えとすることを決定した。

その後、利用者へのアンケートや体育協会をはじめとする団体関係者との協議、運営事業者へのヒアリング等を実施するなど、利用者ニーズや要望を把握するとともに、様々なニーズに対応するために建設地の立地を踏まえた周辺施設との連携の可能性について幅広く検討してきた。

今年度は、学識経験者や団体関係者からなる意見交換会を実施し、素案策定時点からの社会情勢の変化等について意見を聴取したうえで、基本構想を策定する。

2 意見交換会の開催

(1) 目的

新スポーツセンター基本構想（素案）策定時点からの社会情勢の変化や建設地の決定などについて、改めて団体関係者等の意見を聴取・反映し、基本構想を更新することを目的に意見交換会を開催する。

(2) メンバー

学識経験者 1 名、団体関係者 6 名

3 開催状況

(1) 第 1 回意見交換会

- ・ 開催日 令和 7 年 1 月 22 日（水）
- ・ 議題 議題 1：社会情勢の変化を踏まえた基本構想への反映
議題 2：建設地の決定に関する基本構想への反映
議題 3：自由意見交換

(2) 第 2 回意見交換会

- ・ 開催日 令和 7 年 2 月 27 日（木）
- ・ 議題 議題 1：第 1 回意見交換会の振り返り（更新の方向性について）
議題 2：スポーツセンター基本構想の構成・内容について

(3) 主な意見

- ・ 別紙「参考資料」参照

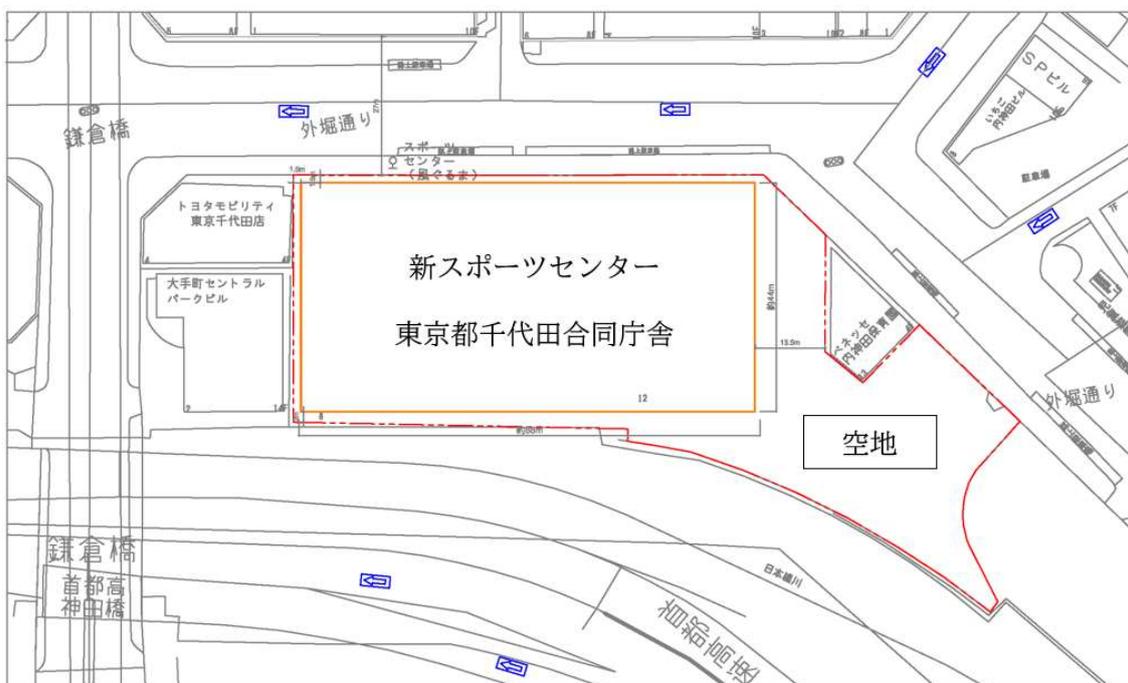
4 近隣施設との連携について

建築地東側には、東京都の千代田合同庁舎が隣接して立地し、東京都の第三次主要施設 10 か年維持更新計画（令和4年3月東京都財務局）において、第Ⅱ期（令和7年～令和9年）計画施設に位置付けられている。

新たに施設を整備する際は、区及び東京都の所有する敷地を一体的に活用することで、区民へのサービス向上を実現することが期待される。

このことから、東京都に協議書を送付し、新スポーツセンター及び東京都千代田合同庁舎の合同整備に向けた調整を進めていく。

（参考）敷地活用及び建物配置イメージ



5 今後のスケジュール

- | | |
|----------|--|
| 令和7年3月 | 基本構想の更新・策定 |
| 令和7年4月以降 | （仮称）新スポーツセンター基本計画検討会の設置
団体関係者へのヒアリング
東京都との合同整備に向けた協議
意見募集 |

第1回意見交換会

項番	主な意見
◎コンセプトの更新	
1-1	幅広い区民が楽しめることに共感する。 ⇒ 普遍的な内容であり変更の必要なし。
◎基本方針の更新	
1-2	基本方針④「まちづくりや地球環境の向上に貢献する」について、まちづくりへの貢献の背景としてマンション住民と町会との交流に関する課題認識があるので意識していただきたい。
1-3	利用者の希望を取り入れ、災害にも配慮した施設づくりに同意する。 ⇒ 普遍的な内容であり変更の必要なし。
◎役割・導入機能の更新（DX等の観点を踏まえた更新）	
1-4	DXなどの最新技術の活用は大変魅力を感じた。
1-5	AIカメラは、個人情報面で懸念がないか。現在は大会の際に写真撮影を禁止しており、実際に運用する際は利用者への配慮が必要となる。
1-6	AIカメラは、大会の映像をリアルタイムで配信することで、メインアリーナの観客席数を補完するような使い方もできる。
1-7	現在のスポーツセンターは備蓄倉庫が地下にあり動線が悪い。また、災害関連死のことを考慮すると、避難所は快適な空間である必要がある。基本方針⑤の「安心・安全・快適」を踏まえ、新スポーツセンターは避難所としての課題も解消するものとしてほしい。
1-8	民間施設に引けを取らない運営や未来の子供たちのスポーツ育成を考えた使いやすい施設づくりに共感する。 ⇒ 時点更新案に関して異議なし。
◎役割・導入機能の更新（建設地の決定を踏まえた更新）	
1-9	川沿いの立地という観点ではカヌーなども面白いが、水質の問題で厳しさがあるか。
1-10	水質や臭気の問題があり、川沿いの立地を活かした機能の整備は難しさがある。例えば、川端緑道などの施設周辺エリアもスポーツの観点で活用するような検討も必要ではないか。
1-11	メイン競技場はコート3面を実現していただきたい。現在のコート2面では限られた時間での大会運営となり、ウォーミングアップの時間が取れないことによるケガや参加希望のチーム数に対応しきれていない状況がある。
1-12	隣接する公共施設との連携の可能性を含め検討を行なうことは、区民サービスの向上や避難所としての機能向上に資することに加えて、平面規模の拡大で得られる効果が非常に大きいと考えている。ぜひ、一体での整備を進めてほしい。 ⇒ 時点更新案に関して異議なし。

第2回意見交換会

項番	主な意見
◎第1回意見交換会の振り返り（更新の方向性について）	
2-1	機能更新の観点でも建設地に隣接する公共施設との連携は必須であると考えている。
2-2	基本構想における建設地の立地・特徴に関して、その特徴をより掘り下げてはいかかがか。（中略）施設整備の際は、鎌倉河岸の使われ方を踏まえたまちづくりの成り立ち等、千代田区らしいシティプロモーションの観点でアピールしてもらいたい。
2-3	基本構想の中で建設地は由緒ある場所であることをアピールすると良いという意見に共感した。施設内にメモリアル機能等を取り入れるような検討も良いと思う。
2-4	次年度以降は、建設中の代替施策の検討も並行して行う必要があるのではないかと考える。工事期間中に加盟団体が活動場所を移すと、新スポーツセンターが整備された際に戻って来てもらえるのか不安である。（中略）近隣区の施設も利用率に余裕があるわけではないため、千代田区が単独で借りることは難しい。代替施策の検討は大きな課題であると考えているので、行政とも協力しながら検討を進めていきたい。
2-5	代替施策の件について、過去の大規模改修時に学校施設等を借用したこともあり、代替施設に特別心配はしていないが、今後イメージがより具体化されていくことを期待している。
◎基本構想の構成・内容について	
2-6	説明のあった基本構想の構成・内容は素晴らしいと思う。
2-7	基本構想としての完成度は非常に高い。
◎自由意見交換	
2-8	避難所として画期的な機能や、発展的で全国に発信出来るような防災拠点となるような議論をしていきたい。また、避難所運営協議会などの場でも、防災を所管する災害対策・危機管理課が主体となって会議や避難所としてのシミュレーションを行われたい。
2-9	長寿会を国立劇場で開催してきたが、国立劇場が閉場してしまった。別の会場で開催を継続しているが、千代田区で例えば体育館の上階等に公会堂を整備することはないか。
2-10	区民のための施設であることはもちろん大切だが、他事例をみるに内向きになりすぎると、交流人口や経済効果の増加はあまり見込めない。スポーツに特化しすぎる施設計画も同様である。区民ばかりに気を向け過ぎず、ある程度外にも開かれた施設となることを期待する。